破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５３号
愛知県江南市宮後町清水128番地　県営宮後住宅３棟305号
債務者　森田勢津子（旧姓相合）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７号
函館市昭和２丁目23番24号
債務者　佐藤　正幸
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６４号
函館市高盛町25番８号
債務者　田中　則泰
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６５号
函館市高盛町14番５号
債務者　菊田　元子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５７５号
奈良県大和高田市曽大根１丁目７番７号
債務者　飯干美智子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５８４号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地４―304
債務者　西村　仁美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
奈良県香芝市狐井227番地の４　リバーロード101号、前住所奈良県北葛城郡上牧町松里町２丁目13番２－２号
債務者　柴田　昌也
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
奈良県葛城市兵家108番地
債務者　森本美知子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
奈良県香芝市真美ケ丘６丁目９番21―401号、前住所長野県安曇野市豊科高家3544番地１　グリーンヴィラ505
債務者　尾崎　崇子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７号
和歌山県田辺市上秋津1996番地の５
債務者　青木　義普
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第８号
和歌山県東牟婁郡串本町上野山150番地
債務者　中村　美和
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２１号
山口県宇部市大字際波2226番地20、住民票上の住所山口県山陽小野田市大字小野田412番地12　リズ21―202号
債務者　芝田　広子（旧姓西澤）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１２６号
福岡県行橋市大字草野415番地１　プロニティ行橋Ａ―102号
債務者　内山　義弘
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
函館市柳町５番80―202号
債務者　川合　静子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第７２号
函館市上湯川町９番15―404号
債務者　篠原　裕幸
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第７３号
函館市大川町１番92―207号
債務者　安藤　節子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
函館市住吉町３番14号
債務者　高橋　雅和
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　函館地方裁判所